

○熱海市総合戦略会議設置要綱

平成 27 年 6 月 29 日

告示第 83 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進に関し広く関係者の意見を反映させるため、熱海市総合戦略会議（以下「総合戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 総合戦略会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 総合戦略会議の委員は、20 人以内とし、産業団体から推薦を受けた者、学識経験者その他市長が必要と認めた者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 総合戦略会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、総合戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 総合戦略会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 総合戦略会議の庶務は、総合戦略担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に招集される総合戦略会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでその議長となる。